

(別紙) 平成 13 年 7 月 5 日付課法 3-57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。
 (注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																																
<p>(129 災害損失欠損金額に関する明細書)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <table border="1" style="margin-right: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">事業 年 度</td> <td style="text-align: center;">. . . .</td> <td style="text-align: center;">法人名</td> <td></td> </tr> </table> 付 表 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">災 害 損 失 欠 損 金 額 (別表七(一)「15の③」欄)</td> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="font-size: small;">繰り戻す還付所得事業年度</td> <td style="font-size: small;">繰り戻す災害損失欠損金額 (3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="font-size: small;">平/金 . . 平/金 . .</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額</td> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td style="font-size: small;">① 平/金 . . 平/金 . .</td> <td></td> </tr> </table>	事業 年 度	法人名		災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書					円			災 害 損 失 欠 損 金 額 (別表七(一)「15の③」欄)	(1)	繰り戻す還付所得事業年度	繰り戻す災害損失欠損金額 (3)			平/金 . . 平/金 . .	円	(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額	(2)	① 平/金 . . 平/金 . .		<p>(129 災害損失欠損金額に関する明細書)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <table border="1" style="margin-right: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">事 業 年 度</td> <td style="text-align: center;">. . . .</td> <td style="text-align: center;">法人名</td> <td></td> </tr> </table> 付 表 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">災 害 損 失 欠 損 金 額 (別表七(一)「15の③」欄)</td> <td style="text-align: center;">(1)</td> <td style="font-size: small;">繰り戻す還付所得事業年度</td> <td style="font-size: small;">繰り戻す災害損失欠損金額 (3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="font-size: small;">平 . . 平 . .</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額</td> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td style="font-size: small;">① 平 . . 平 . .</td> <td></td> </tr> </table>	事 業 年 度	法人名		災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書					円			災 害 損 失 欠 損 金 額 (別表七(一)「15の③」欄)	(1)	繰り戻す還付所得事業年度	繰り戻す災害損失欠損金額 (3)			平 . . 平 . .	円	(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額	(2)	① 平 . . 平 . .	
事業 年 度	法人名																																															
災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書																																																	
	円																																																
災 害 損 失 欠 損 金 額 (別表七(一)「15の③」欄)	(1)	繰り戻す還付所得事業年度	繰り戻す災害損失欠損金額 (3)																																														
		平/金 . . 平/金 . .	円																																														
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額	(2)	① 平/金 . . 平/金 . .																																															
事 業 年 度	法人名																																															
災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書																																																	
	円																																																
災 害 損 失 欠 損 金 額 (別表七(一)「15の③」欄)	(1)	繰り戻す還付所得事業年度	繰り戻す災害損失欠損金額 (3)																																														
		平 . . 平 . .	円																																														
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額	(2)	① 平 . . 平 . .																																															
(規格 A 4)	(規格 A 4)																																																
01.07改正	29.06改正																																																

改正後

(131 災害損失欠損金額に関する明細書 (外国法人用))

災害損失欠損金額に関する明細書 (外国法人用)		事業 年 度	・ ・	法人名	付 表
災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書					
		法第144条の13第1項第1号		法第144条の13第1項第2号又は第2項	
災害損失欠損金額 (別表七(一)「15の③」欄)		(1)	円	円	
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額		(2)			
② の 内 訳	繰り戻す還付所得事業年度	繰り戻す災害損失欠損金額		繰り戻す災害損失欠損金額	
		(3)		(3)	
	平/金 平/金	①	円	円	
	平/金 平/金				

(規格A4)

改正前

(131 災害損失欠損金額に関する明細書 (外国法人用))

災害損失欠損金額に関する明細書 (外国法人用)		事業 年 度	・ ・	法人名	付 表
災害損失欠損金額及び還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書					
		法第144条の13第1項第1号		法第144条の13第1項第2号又は第2項	
災害損失欠損金額 (別表七(一)「15の③」欄)		(1)	円	円	
(1)のうち前2年以内に開始する 還付所得事業年度に繰り戻す金額		(2)			
② の 内 訳	繰り戻す還付所得事業年度	繰り戻す災害損失欠損金額		繰り戻す災害損失欠損金額	
		(3)		(3)	
	平 平	①	円	円	
	平 平	②			

(規格A4)

改 正 後

(258 e-Tax による申告の特例に係る届出書(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用))

e - Tax による申告の特例に係る届出書 (法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用) の記載要領等

1 この届出書は、法人税法第 75 条の 3 第 1 項、同法第 81 条の 24 の 2 第 1 項、地方法人税法第 19 条の 2 第 1 項又は消費税法第 46 条の 2 第 1 項に規定する電子情報処理組織による申告の特例の対象となる内国法人等 (以下「特定法人」といいます。) が、電子情報処理組織 (以下「e-Tax」といいます。) を使用して中間 (予定) 申告書、仮決算の中間申告書、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書 (以下「納税申告書」といいます。) 及び納税申告書の添付書類を提供する場合に、使用してください。

2 この届出書は、内国法人の資本金又は出資金の額 (以下「資本金の額等」といいます。) が 1 億円を超えることとなった日から 1 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通 (調査課所管法人にあつては 2 通) 提出してください。
 なお、令和 2 年 3 月 31 日以前に設立された法人で、令和 2 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度、連結事業年度、課税事業年度又は課税期間 (以下「事業年度等」といいます。) において特定法人に該当する場合には、事業年度等開始の日から 1 月以内に提出してください。

- ただし、次の(1)から(3)までに記載する法人等については、それぞれ次に掲げる日から 2 月以内に提出してください。
- (1) 新たに設立された次の法人等については、その設立の日
 イ 設立の時における資本金の額等が 1 億円を超える法人 (法人税法第 75 条の 3 第 1 項、同法第 81 条の 24 の 2 第 1 項及び地方法人税法第 19 条の 2 第 1 項に係る届出 (以下「法人税関係届出」といいます。) にあつては、公益法人等を除きます。)
 ロ 相互会社
 ハ 投資法人
 ニ 特定目的会社
 ホ 国又は地方公共団体の特別会計等 (消費税第 46 条の 2 第 1 項に係る届出 (以下「消費税関係届出」といいます。) のみ行う必要があります。)
- (2) 法人税関係届出の場合で、新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の時における資本金の額等が 1 億円を超える法人については、その開始した日
- (3) 法人税関係届出の場合で、公益法人等 (収益事業を行っていないものに限ります。) に該当していた協同組合等の協同組合等に該当することとなった時における出資金の額が 1 億円を超える場合における当該協同組合等については、その該当することとなった日
- (注) 消費税について、免税事業者に該当する事業者は、上記提出要件に該当する場合であっても、消費税関係届出は不要です。なお、上記提出要件とは別に、消費税の免税事業者が課税事業者となる場合には、その課税事業者となる課税期間の初日から 1 月以内に消費税関係届出を行う必要があります。

- 3 各欄は、次により記載してください。
- (1) 「法人番号」欄には法人番号 (13 桁) を記載してください。
 なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。
- (2) 届出本文の

<input type="checkbox"/> 法人税法第 75 条の 3 第 1 項
<input type="checkbox"/> 法人税法第 81 条の 24 の 2 第 1 項
<input type="checkbox"/> 地方法人税法第 19 条の 2 第 1 項
<input type="checkbox"/> 消費税法第 46 条の 2 第 1 項

 には、該当する□にレ印を付してください。
- (3) 「適用開始事業年度等」欄には、上記(2)の規定に基づき e-Tax による申告を開始する事業年度等を記載してください。
- (4) 「該当条項」欄には、特定法人に該当することとなった条項の□にレ印を付した上で、該当する号数を記載してください。

特定法人の区分		記載すべき号数	該当条項
①	事業年度等の開始の時における資本金の額等が 1 億円を超える法人 ※ 消費税についても、事業年度開始の時における資本金の額等で判定します。	1	法人税法第 75 条の 3 第 2 項 法人税法第 81 条の 24 の 2 第 2 項 地方法人税法第 19 条の 2 第 2 項 消費税法第 46 条の 2 第 2 項
②	相互会社	2	法人税法第 75 条の 3 第 2 項 法人税法第 81 条の 24 の 2 第 2 項 地方法人税法第 19 条の 2 第 2 項 消費税法第 46 条の 2 第 2 項
③	投資法人 (①に掲げる法人を除きます。)	3	法人税法第 75 条の 3 第 2 項 地方法人税法第 19 条の 2 第 2 項 消費税法第 46 条の 2 第 2 項
④	特定目的会社 (①に掲げる法人を除きます。)	4	法人税法第 75 条の 3 第 2 項 地方法人税法第 19 条の 2 第 2 項 消費税法第 46 条の 2 第 2 項
⑤	国又は地方公共団体	5	消費税法第 46 条の 2 第 2 項

- (5) 「資本金又は出資金の額」欄には、上記(3)で記載した事業年度等の開始の時における資本金の額等を記載してください。
- (6) 「設立年月日等」欄には、上記 2 に記載された当該届出書の提出を行うべき事実が発生した日 (資本金の額等が 1 億円を超えることとなった日又は設立の日等) を記載してください。
- (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(258 e-Tax による申告の特例に係る届出書(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用))

e - Tax による申告の特例に係る届出書 (法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用) の記載要領等

1 この届出書は、法人税法第 75 条の 3 第 1 項、同法第 81 条の 24 の 2 第 1 項、地方法人税法第 19 条の 2 第 1 項又は消費税法第 46 条の 2 第 1 項に規定する電子情報処理組織による申告の特例の対象となる内国法人等 (以下「特定法人」といいます。) が、電子情報処理組織 (以下「e-Tax」といいます。) を使用して中間 (予定) 申告書、仮決算の中間申告書、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書 (以下「納税申告書」といいます。) 及び納税申告書の添付書類を提供する場合に、使用してください。

2 この届出書は、内国法人の資本金又は出資金の額 (以下「資本金の額等」といいます。) が 1 億円を超えることとなった日から 1 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通 (調査課所管法人にあつては 2 通) 提出してください。
 なお、平成 32 (2020) 年 3 月 31 日以前に設立された法人で、平成 32 (2020) 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度、連結事業年度、課税事業年度又は課税期間 (以下「事業年度等」といいます。) において特定法人に該当する場合には、事業年度等開始の日から 1 月以内に提出してください。

- ただし、次の(1)から(3)までに記載する法人等については、それぞれ次に掲げる日から 2 月以内に提出してください。
- (1) 新たに設立された次の法人等については、その設立の日
 イ 設立の時における資本金の額等が 1 億円を超える法人 (法人税法第 75 条の 3 第 1 項、同法第 81 条の 24 の 2 第 1 項及び地方法人税法第 19 条の 2 第 1 項に係る届出 (以下「法人税関係届出」といいます。) にあつては、公益法人等を除きます。)
 ロ 相互会社
 ハ 投資法人
 ニ 特定目的会社
 ホ 国又は地方公共団体の特別会計等 (消費税第 46 条の 2 第 1 項に係る届出 (以下「消費税関係届出」といいます。) のみ行う必要があります。)
- (2) 法人税関係届出の場合で、新たに収益事業を開始した公益法人等でその開始の時における資本金の額等が 1 億円を超える法人については、その開始した日
- (3) 法人税関係届出の場合で、公益法人等 (収益事業を行っていないものに限ります。) に該当していた協同組合等の協同組合等に該当することとなった時における出資金の額が 1 億円を超える場合における当該協同組合等については、その該当することとなった日
- (注) 消費税について、免税事業者に該当する事業者は、上記提出要件に該当する場合であっても、消費税関係届出は不要です。なお、上記提出要件とは別に、消費税の免税事業者が課税事業者となる場合には、その課税事業者となる課税期間の初日から 1 月以内に消費税関係届出を行う必要があります。

- 3 各欄は、次により記載してください。
- (1) 「法人番号」欄には法人番号 (13 桁) を記載してください。
 なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。
- (2) 届出本文の

<input type="checkbox"/> 法人税法第 75 条の 3 第 1 項
<input type="checkbox"/> 法人税法第 81 条の 24 の 2 第 1 項
<input type="checkbox"/> 地方法人税法第 19 条の 2 第 1 項
<input type="checkbox"/> 消費税法第 46 条の 2 第 1 項

 には、該当する□にレ印を付してください。
- (3) 「適用開始事業年度等」欄には、上記(2)の規定に基づき e-Tax による申告を開始する事業年度等を記載してください。
- (4) 「該当条項」欄には、特定法人に該当することとなった条項の□にレ印を付した上で、該当する号数を記載してください。

特定法人の区分		記載すべき号数	該当条項
①	事業年度等の開始の時における資本金の額等が 1 億円を超える法人 ※ 消費税についても、事業年度開始の時における資本金の額等で判定します。	1	法人税法第 75 条の 3 第 2 項 法人税法第 81 条の 24 の 2 第 2 項 地方法人税法第 19 条の 2 第 2 項 消費税法第 46 条の 2 第 2 項
②	相互会社	2	法人税法第 75 条の 3 第 2 項 法人税法第 81 条の 24 の 2 第 2 項 地方法人税法第 19 条の 2 第 2 項 消費税法第 46 条の 2 第 2 項
③	投資法人 (①に掲げる法人を除きます。)	3	法人税法第 75 条の 3 第 2 項 地方法人税法第 19 条の 2 第 2 項 消費税法第 46 条の 2 第 2 項
④	特定目的会社 (①に掲げる法人を除きます。)	4	法人税法第 75 条の 3 第 2 項 地方法人税法第 19 条の 2 第 2 項 消費税法第 46 条の 2 第 2 項
⑤	国又は地方公共団体	5	消費税法第 46 条の 2 第 2 項

- (5) 「資本金又は出資金の額」欄には、上記(3)で記載した事業年度等の開始の時における資本金の額等を記載してください。
- (6) 「設立年月日等」欄には、上記 2 に記載された当該届出書の提出を行うべき事実が発生した日 (資本金の額等が 1 億円を超えることとなった日又は設立の日等) を記載してください。
- (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

改正後

(259 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書 (法人税・消費税用))

※ 整理番号 ※ 連結グループ整理番号		e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書	
		e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書 (法人税・消費税用)	
令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	電話() -	
	(フリガナ)		
	名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
代表者氏名			㊞
代表者住所	電話() -		
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項			
に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である場合の特例を申請します。			
申請内容	特例の適用を受けることが必要となった理由		
	特例の指定を受けようとする期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
添付書類	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日	令和 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかにする書類		
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第8項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第2項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項			
の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめますので届け出ます。			
届出内容	特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日	令和 年 月 日	
	特例の適用を受けることをやめようとする理由		
その他の参考事項			
税理士署名押印 ㊞			
※税務署処理欄	部門	法務期	業種番号
			番号
			入力
			名簿
			通信回印
			年月日
			確認印

01.07改正

(規格A4)

改正前

(259 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書 e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書 (法人税・消費税用))

※ 整理番号 ※ 連結グループ整理番号		e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書	
		e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書 (法人税・消費税用)	
令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	電話() -	
	(フリガナ)		
	名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
代表者氏名			㊞
代表者住所	電話() -		
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第1項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第1項			
に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である場合の特例を申請します。			
申請内容	特例の適用を受けることが必要となった理由		
	特例の指定を受けようとする期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	
添付書類	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難である事情が生じた日	平成 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかにする書類		
<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第8項 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の3第2項 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の3第8項			
の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめますので届け出ます。			
届出内容	特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日	平成 年 月 日	
	特例の適用を受けることをやめようとする理由		
その他の参考事項			
税理士署名押印 ㊞			
※税務署処理欄	部門	法務期	業種番号
			番号
			入力
			名簿
			通信回印
			年月日
			確認印

01.06改正

(規格A4)

改 正 後

改 正 前

(406 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了事業年度分))

(406 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了事業年度分))

納税地	
法人名	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 号
年 月 日
税 務 署 長
財 務 事 務 官

法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 事業年度分()の法人税について下記のとおり法人税額等
至 年 月 日
の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
所得金額又は欠損金額	1	
法人税額	2	
法人税額等の特別控除額	3	
連結納税の承認を取り消された場合等における 既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	4	
課税土地譲渡利益金額	5	
同上に対する税額	6	
課税留保金額	7	
同上に対する税額	8	
使途秘匿金	9	
同上に対する税額	10	
法人税額	11	
分配調整外国税相当額及び外国関係社等に係る控除対象法人税額等相当額の控除額	12	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	13	
控除所得税額等	14	
差引所得に対する法人税額	15	
還付所得税額等	16	
欠損繰戻し	17	
減少する還付加算金	18	
差引合計税額	19	
既に納付の確定した本税額	20	
差引納付すべき又は減少(一印)する法人税額	21	
同上のうち仮装経理に基づく	22	
過大申告の更正に伴う	23	
繰越控除される法人税額	24	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		

この通知により納付すべき又は 減少(一印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告 加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の 賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の 賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(新 設)

改 正 後

(406 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了事業年度分))

- 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付^(注)してください。
(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

$$\frac{\text{納付すべき本税の額}}{365} \times \frac{\text{延滞税の割合}}{\text{②}} \times \frac{\text{期間（日数）}}{\text{③}} \times \frac{\text{法定納期限の翌日から完納の日まで}}{\text{④}} = \text{延滞税の額}$$

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。
- 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
 - 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合
（※）各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。
- 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第61条第1項）
 - 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）（国税通則法第61条第2項）
ただし、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
 - 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第1号）
 - 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第3号）
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 さきに、法人税法第75条又は同法第75条の2の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
- 5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。
- 7 翌期首現在の利益積立金額について
この更正又は決定により、税務計算上の翌期首現在利益積立金額は、次のとおりとなります。

科 目	翌期首現在利益積立金額	科 目	翌期首現在利益積立金額
利 益 準 備 金			
積 立 金			
		繰 越 損 益 金	
		納 税 充 当 金	
		未納法人税、未納地方法人税 及び未納復興特別法人税	△
		未納都道府県民税	△
		未納市町村民税	△
		差 引 合 計 額	

改 正 前

(406 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了事業年度分))

(新 設)

改正後	改正前
<p data-bbox="100 145 929 165">(406 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了事業年度分))</p> <p data-bbox="468 245 707 268" style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p data-bbox="170 323 387 344">【不服申立てについて】</p> <ul data-bbox="181 360 1021 639" style="list-style-type: none">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法 にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。 <p data-bbox="170 695 409 716">【取消しの訴えについて】</p> <ul data-bbox="181 732 1021 1310" style="list-style-type: none">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下 「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。<ul data-bbox="208 1102 1021 1310" style="list-style-type: none">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	<p data-bbox="1131 145 1960 165">(406 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了事業年度分))</p> <p data-bbox="1160 201 1234 221">(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="100 145 929 165">(406 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了事業年度分))</p> <p data-bbox="490 261 730 282" style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p data-bbox="190 336 407 357">【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="203 373 1039 469">○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <li data-bbox="203 485 1039 655">○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分にお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p data-bbox="190 708 430 729">【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="203 745 1039 841">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分にお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 <li data-bbox="203 857 875 877">○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 <li data-bbox="203 893 1039 989">○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 <li data-bbox="203 1005 1039 1101">○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="226 1117 987 1137">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 <li data-bbox="226 1153 1039 1249">(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 <li data-bbox="226 1265 1039 1324">(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p data-bbox="1131 145 1960 165">(406 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了事業年度分))</p> <p data-bbox="1158 201 1232 221">(新 設)</p>

改 正 後

改 正 前

(407 連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成31年4月1日以後終了連結事業年度分）)

(407 連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成31年4月1日以後終了連結事業年度分）)

納税地	
連結親 法人名	
代表者 氏名	殿

第 号
年 月 日
税 務 署 長
財 務 事 務 官
Ⓢ

連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

(新 設)

自 年 月 日 連結事業年度分()の法人税について下記のとおり連結所得に対する
至 年 月 日
法人税額等の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
連結所得金額又は連結欠損金額	1 円	円
法人税額	2	
法人税額の特別控除額	3	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	4	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	5
	同上に対する税額	6
連結留保	課税連結留保金額	7
	同上に対する税額	8
使途秘匿金	使途秘匿金額	9
	同上に対する税額	10
法人税額	計	11
分配調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る個別控除対象法人税額等相当額の控除額	12	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	13	
控除所得税額等	14	
差引連結所得に対する法人税額	15	
還付所得税額等	16	
連結欠損繰戻し	還付金額	17
	減少する還付加算金	18
差引合計税額	19	
既に納付の確定した本税額	20	
差引納付すべき又は減少(一印)する法人税額	21	
同上のうち仮装経理に基づく	還付法人税額	22
過大申告の更正に伴う	繰越控除される法人税額	23
翌期へ繰り越す連結欠損金	24	

この通知により納付すべき又は減少(一印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
	区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(407 連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成31年4月1日以後終了連結事業年度分）)

- 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付（注）してください。
 (注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

$$\frac{\text{納付すべき本税の額}}{365} \times \frac{\text{延滞税の割合}}{\text{(注) 2}} \times \frac{\text{期間(日数)}}{\text{(注) 3}} \times \frac{\text{法定納期限の翌日から完納の日まで}}{\text{(注) 4}} = \text{延滞税の額}$$

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。
 - 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
 - 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合(※)+1%」のいずれか低い割合
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合(※)+7.3%」のいずれか低い割合
 (※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。
 - 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第61条第1項）
 - 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）（国税通則法第61条第2項）
 ただし、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
 - 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第1号）
 - 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第3号）
 - 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
 - さきに、法人税法第81条の23又は同法第81条の24の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
 - この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則と納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
 - 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

改 正 前

(407 連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成31年4月1日以後終了連結事業年度分）)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="100 145 1077 165">(407 連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成31年4月1日以後終了連結事業年度分）)</p> <p data-bbox="483 240 725 261" style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p data-bbox="185 317 405 338">【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="197 355 1039 451">○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <li data-bbox="197 467 1039 635">○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法 にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。 <p data-bbox="185 691 427 711">【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="197 729 1039 825">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下 「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 <li data-bbox="197 841 875 861">○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 <li data-bbox="197 877 1039 965">○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。 <li data-bbox="197 981 1039 1077">○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="219 1093 981 1114">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 <li data-bbox="219 1129 1039 1225">(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。 <li data-bbox="219 1241 1039 1305">(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p data-bbox="1131 145 2107 165">(407 連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成31年4月1日以後終了連結事業年度分）)</p> <p data-bbox="1155 201 1234 221" style="text-align: center;">(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="100 145 1077 165">(407 連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成 31 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分）)</p> <p data-bbox="495 225 734 245" style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p data-bbox="192 301 409 322">【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="203 339 1043 435">○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <li data-bbox="203 451 1043 619">○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して 1 月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p data-bbox="192 675 432 695">【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="203 713 1043 809">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 <li data-bbox="203 825 880 845">○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 <li data-bbox="203 861 1043 957">○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。 <li data-bbox="203 973 1043 1069">○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="226 1085 987 1106">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。 <li data-bbox="226 1121 1043 1217">(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 <li data-bbox="226 1233 1043 1292">(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p data-bbox="1131 145 2107 165">(407 連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書（平成 31 年 4 月 1 日以後終了連結事業年度分）)</p> <p data-bbox="1160 201 1234 221" style="text-align: center;">(新 設)</p>

改 正 後

(408 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了課税事業年度分))

納 税 地	
法 人 名 等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 年 月 日

税務署長
財務事務官 ㊟

地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の 及び加算税の
至 年 月 日 賦課決定をしたから通知します。

記

区 分		申告又は更正前の金額 円	更正又は決定の金額 円
課税標準法人 税額の計算	基準法人税額	1	
	所得の金額に対する法人税額	2	
	課税留保金額に対する法人税額	3	
	課 税 標 準 法 人 税 額	4	
	1 に 係 る 地 方 法 人 税 額	5	
	2 に 係 る 地 方 法 人 税 額	6	
	所 得 地 方 法 人 税 額	7	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象法人税額等相当額の控除額	8	
	外 国 税 額 の 控 除 額	9	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	10	
	差 引 地 方 法 人 税 額	11	
欠損繰戻し	還 付 金 額	12	
	減 少 す る 還 付 加 算 金	13	
	差 引 合 計 地 方 法 人 税 額	14	
	既に納付の確定した地方法人税額	15	
	差引納付すべき又は減少(一印)する地方法人税額	16	
同上のうち仮装経理に基づ く過大申告の更正に伴う	還 付 地 方 法 人 税 額	17	
	繰越控除される地方法人税額		

この通知により納付すべき 又は減少(一印)する税額	
本 税 の 額	円
無申告加算税額	
過少申告加算税額	
重加算税額	

賦 課 し た 加 算 税 の 額 の 計 算 明 細		
区 分	加算税の基礎となる税額 円	加算税の額 円
申告 加算税	賦課決定額	
	変更決定後の 賦課決定額	
重加算税	賦課決定額	
	変更決定後の 賦課決定額	

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(408 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了課税事業年度分))

(新 設)

改 正 後

(408 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了課税事業年度分))

納 税 地	
法 人 名 等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官
印

地方法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の 及び加算税の
至 年 月 日 賦課決定をしたから通知します。

記

区 分		申告又は更正前の金額 円	更正又は決定の金額 円
課税標準法人 税額の計算	基準法人税額	1	
	課税留保金額に対する法人税額	2	
	課 税 標 準 法 人 税 額	3	
	1 に 係 る 地 方 法 人 税 額	4	
	2 に 係 る 地 方 法 人 税 額	5	
	所 得 地 方 法 人 税 額	6	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る個別控除対象法人税額等相当額の控除額	7	
	外 国 税 額 の 控 除 額	8	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	9	
	差 引 地 方 法 人 税 額	10	
欠損繰戻し	還 付 金 額	11	
	減 少 す る 還 付 加 算 金	12	
	差 引 合 計 地 方 法 人 税 額	13	
	既に納付の確定した地方法人税額	14	
	差引納付すべき又は減少(-印)する地方法人税額	15	
同上のうち仮装経理に基づ く過大申告の更正に伴う	還 付 地 方 法 人 税 額	16	
	繰越控除される地方法人税額	17	

この通知により納付すべき 又は減少(-印)する税額	
本 税 の 額	円
無申告加算税額	
過少申告加算税額	
重 加 算 税 額	

賦 課 し た 加 算 税 の 額 の 計 算 明 細			
区 分		加算税の基礎となる税額 円	加 算 税 の 額 円
申 告 加 算 税	賦課決定額		
	変更決定後の 賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の 賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(408 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了課税事業年度分))

(新 設)

改 正 後

(408 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了課税事業年度分))

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(注)してください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法(国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条)

納付すべき本税の額	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">期 間 (日 数) <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 まで</td> </tr> </table>	期 間 (日 数) <small>(注) 3</small>	法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 まで	=	延滞税の額 <small>(注) 4</small>
期 間 (日 数) <small>(注) 3</small>								
法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 まで								
3 6 5								

(注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で、以下のとおり適用することになります。

① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合(※)+1%」のいずれか低い割合

② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合(※)+7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますからご注意ください。

① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。)(国税通則法第61条第1項)

② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合(当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。)(国税通則法第61条第2項)

ただし、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。

③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第1号)

④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第3号)

4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。

延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 さきに、地方法人税法第19条第5項の規定により、申告書の提出期限が延長されている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

改 正 前

(408 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了課税事業年度分))

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="100 140 1008 162">(408 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了課税事業年度分))</p> <p data-bbox="472 231 712 253" style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p data-bbox="170 308 387 330">【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="185 344 1028 440">○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に 税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <li data-bbox="185 456 1028 627">○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法 にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を 経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書 の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審 査請求をすることができます。 <p data-bbox="170 679 409 702">【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="185 716 1028 812">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服 があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下 「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 <li data-bbox="185 828 860 850">○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 <li data-bbox="185 866 1028 962">○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき 又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま せん。 <li data-bbox="185 978 1028 1074">○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す ることができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="208 1090 969 1112">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 <li data-bbox="208 1128 1028 1224">(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に 当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等 の取消しを求めようとするとき。 <li data-bbox="208 1240 1028 1300">(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の 必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p data-bbox="1131 140 2038 162">(408 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了課税事業年度分))</p> <p data-bbox="1160 199 1234 221">(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="98 145 1003 165">(408 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了課税事業年度分))</p> <p data-bbox="506 233 748 253" style="text-align: center;">不服申立て等について</p> <p data-bbox="203 311 421 331">【不服申立てについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="215 347 1059 443">○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。 <li data-bbox="215 459 1059 630">○ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 <p data-bbox="203 683 443 703">【取消しの訴えについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="215 719 1059 815">○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。 <li data-bbox="215 831 891 852">○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 <li data-bbox="215 868 1059 963">○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 <li data-bbox="215 979 1059 1075">○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="237 1091 1003 1112">(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 <li data-bbox="237 1128 1059 1224">(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 <li data-bbox="237 1240 1059 1299">(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 	<p data-bbox="1128 145 2033 165">(408 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成31年4月1日以後終了課税事業年度分))</p> <p data-bbox="1155 197 1234 218">(新 設)</p>